

第2期
船橋市成年後見制度利用促進基本計画
（素案）

令和9年3月
船 橋 市

目 次

第1章 船橋市成年後見制度利用促進基本計画について

1 計画策定の意義	1
用語解説.....	2
2 計画の位置づけ	4
（１）法と国の基本計画との関係.....	4
（２）市その他計画との関係	4
3 計画の期間.....	5

第2章 状況と課題の整理

1 船橋市の状況	6
（１）高齢者の状況	6
（２）知的障害者・精神障害者の状況	13
（３）権利擁護支援の状況	18
2 船橋市の課題.....	29

第3章 船橋市の基本方針と施策の展開

1 計画の基本理念・基本目標	31
1-1 計画の基本理念.....	31
1-2 計画の基本目標.....	31
2 実現に向けた具体的な取り組み.....	32
2-1 課題の解決に向けた取り組み.....	32
2-2 施策内容.....	34
2-3 船橋市が取り組む段階的な整備について.....	48
3 計画の評価及び進行管理.....	49

第4章 資料編

1 船橋市の相談機関.....	50
2 船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱.....	53
3 船橋市権利擁護支援等推進協議会委員名簿.....	55

第1章 船橋市成年後見制度利用促進基本計画について

1 計画策定の意義

意義については次回協議会にて検討予定

成年後見制度は、認知症や知的障害その他の精神上の障害により判断能力が十分でない人の権利を守り、その人が望む生活や財産を法律的に保護するための制度です。

—社会の高齢化が進み、判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で日常生活を送り続けるためには、社会全体で支えあうことが喫緊の課題となっています。成年後見制度はそのための重要な手段ですが、まだ十分に利用されていないのが現状です。

—こうした状況を踏まえ、成年被後見人等の基本的人権が尊重された生活が保障されること、成年被後見人等の意思決定支援と身上保護が適切に行われることを理念とした「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「法」という。)—が平成28年5月に施行されました。

—平成29年3月に閣議決定された国の成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という。)—においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、意思決定支援・身上保護の側面を重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とし、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と安心して成年後見制度を利用できる環境の整備について求めています。この基本計画が目指しているものは、地域における権利擁護支援の促進であり、計画のタイトルにもなっている成年後見制度はそのツールの1つです。

—船橋市においても、認知症高齢者や障害者、生活困窮者など、権利擁護を必要としている人はたくさんいます。認知症や障害は誰もがなりうるものであることから、すべての市民が、本人の意思や尊厳を尊重され、生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりが必要です。船橋市成年後見制度利用促進基本計画では、支援を望む人に手を差し伸べられるように、そしてすべての市民に、支援を必要とする人を支える役割を担ってもらえるような地域づくりを目指し、成年後見制度利用促進をはじめとする権利擁護支援の体制整備を行っていきます。

用語解説

ここでは、この計画に登場する用語や制度について説明します。

権利擁護・権利擁護支援

認知症、知的障害、精神障害など判断能力が十分でない人たちの生活・権利を守るために自ら主張できるように支援すること。

成年後見制度

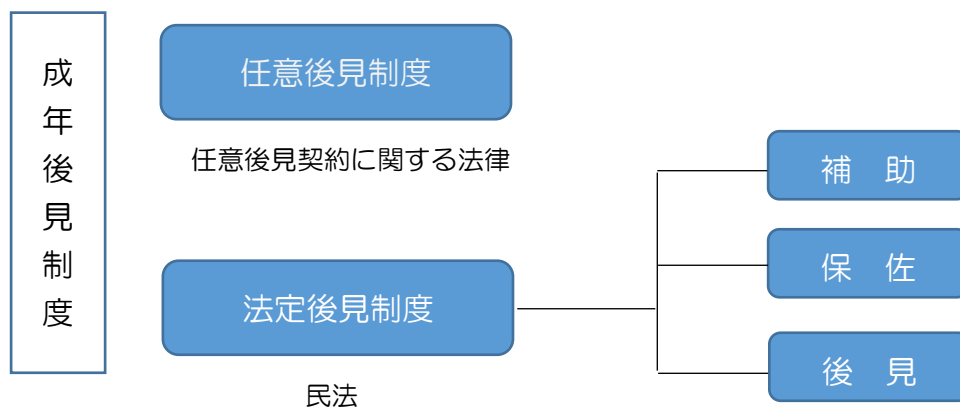
成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、生活を支援し財産を法律的に保護する制度で、ノーマライゼーション※¹と自己決定権の尊重※²を理念としています。成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度があります。

任意後見制度

任意後見制度とは、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

法定後見制度

法定後見制度とは、本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、判断能力が不十分な方を対象とする「補助」、判断能力が著しく不十分な方を対象とする「保佐」、判断能力が欠けているのが通常の状態の方を対象とする「後見」の3つの類型があります。



身上保護

本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮して、居住、医療、介護等、契約行為の履行が適切に行われているか、財産管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきことをいいます。

日常生活自立支援事業

判断能力が十分でないために適切なサービスの提供を受けられない人たちに対して、各種サービスを契約に基づいて提供し、自立した地域生活を送ることができるように支援するサービスです。福祉サービス利用の援助や金銭管理、財産保全サービスを行います。実施主体は社会福祉協議会で、船橋市では『ふなばし高齢者等権利擁護センター「通称 ばれっと」』という名称で事業を展開しています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行と国の基本計画

平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行し、この法律に基づき平成 29 年「成年後見制度利用促進基本計画」が施行されました。法では成年後見制度の利用の促進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することを定めており、基本計画では成年後見制度の利用促進や権利擁護支援を必要とする人が必要な制度を適切に利用することが出来るような支援体制やネットワークの構築を掲げています。

地域連携ネットワークと中核機関

権利擁護における様々な課題に対し、支援や相談等、社会全体で支えあう仕組みづくりのため、司法・医療・福祉が連携をする仕組みのことを地域連携ネットワークといいます。この計画における中核機関とは地域連携ネットワークの中核を担う機関のことを指します。

※1 ノーマライゼーション・・・障害の有無に関わらず、一人の人間として平等に暮らすための社会づくりを進めるという考え方。

※2 自己決定権の尊重・・・障害者の権利に関する条約第 12 条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

2 計画の位置づけ

最新の状況にあわせて記載 変更予定

(1) 法と国の基本計画との関係

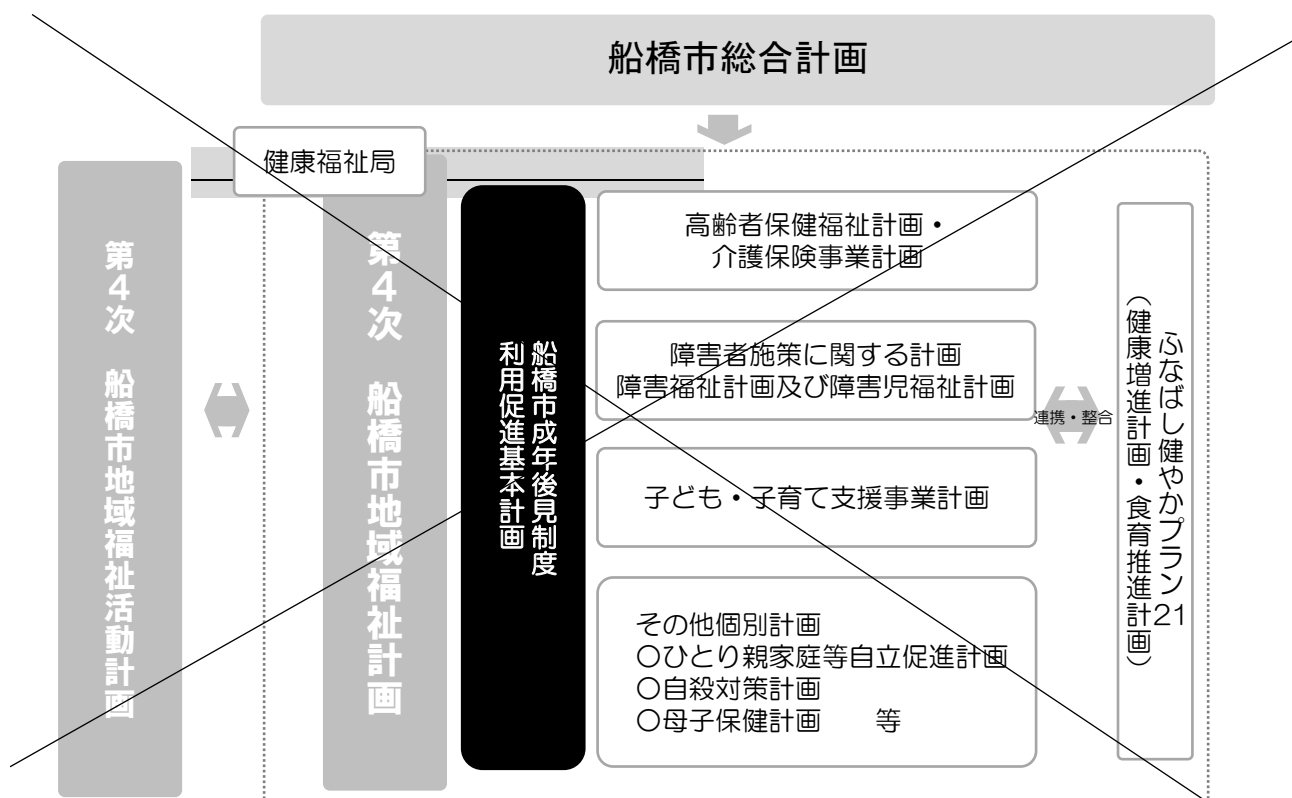
「船橋市成年後見制度利用促進基本計画」は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく市町村が定める基本的な計画です。

法第14条では、市町村は国が定める基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

国の基本計画においては、市町村は地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的な整備に向け、市町村計画を定めるよう努めるものとされています。

(2) 市の他計画との関係

本計画は「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」及び「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を踏まえるとともに、令和4年度が計画始期である「第3次総合計画」及び「第4次地域福祉計画」、「第4次障害者施策に関する計画」との整合性を図ります。



3 計画の期間

計画の期間は、第4次地域福祉計画と一体的に取り組んでいく必要があることから、令和4年度（2022年度）を初年度とし令和8年度（2026年度）を目標年度とする5か年とします。

(年度)										
令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
第2次総合計画			第3次総合計画							
第3次地域福祉計画			第4次地域福祉計画					第5次地域福祉計画		
			成年後見制度利用促進基本計画					第2次成年後見制度利用促進基本計画		
第8次高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画		第9次高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画			第10次高齢者保健福祉計画・ 第9期介護保険事業計画			第11次高齢者保健福祉計画・ 第10期介護保険事業計画		
第3次障害者施策に関する計画			第4次障害者施策に関する計画					第5次障害者施策に関する計画		
第5期障害福祉計画及び 第1期障害児福祉計画		第6期障害福祉計画及び 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画及び 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画及び 第4期障害児福祉計画		
ふなばし健やかプラン21(第2次)						ふなばし健やかプラン21(第3次)				

第2章 状況と課題の整理

1 船橋市の状況

(1) 高齢者の状況

①人口構造（単位：人）

人 口（人）		男 性	女 性	総 数	構成比%	
総数		322,450	325,930	648,380	100.0%	
0～39 歳		134,764	126,460	261,224	40.3%	
40～64 歳		119,742	111,968	231,710	35.7%	
高齢者人口（65 歳以上）		67,944	87,502	155,446	24.0%	
	65～74 歳（前期高齢者）		30,681	34,104	64,785	10.0%
	65～69 歳	14,209	14,705	28,914	4.5%	
	70～74 歳		16,472	19,399	35,871	5.5%
	75 歳以上（後期高齢者）		37,263	53,398	90,661	14.0%
	75～79 歳	15,082	19,395	34,477	5.3%	
80～84 歳		12,262	16,836	29,098	4.5%	
85 歳以上		9,919	17,167	27,086	4.2%	
85～89 歳	7,116	10,660	17,776	2.7%		
90～94 歳		2,346	4,932	7,278	1.1%	
95 歳以上		457	1,575	2,032	0.3%	

※住民基本台帳人口（令和5年10月1日時点）による（外国人含む）

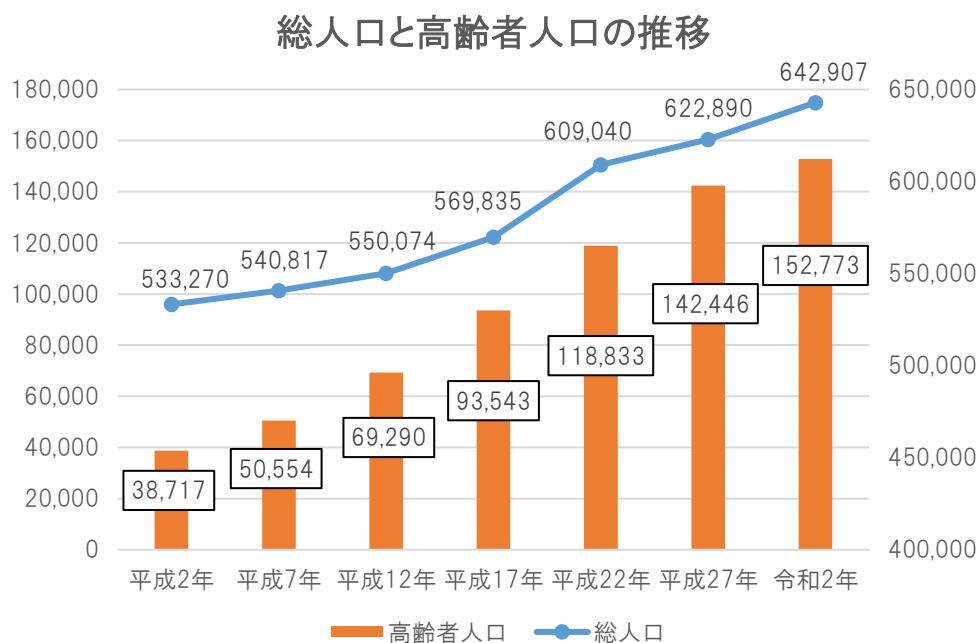
※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合があります。

②総人口と高齢者人口の推移（単位：人）

人口（人）	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総人口	533,270	540,817	550,074	569,835	609,040	622,890	642,907
40～64 歳	186,590	195,095	192,299	192,258	201,282	209,031	219,805
高齢者人口	38,717	50,554	69,290	93,543	118,833	142,446	152,773
65～74 歳	24,040	32,317	45,476	60,192	72,484	79,383	71,619
75 歳以上	14,677	18,237	23,814	33,351	46,349	63,063	81,154
総人口に対する比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
40～64 歳	35.0%	36.1%	35.0%	33.7%	33.0%	33.6%	34.2%
高齢者人口	7.3%	9.3%	12.6%	16.4%	19.5%	22.9%	23.8%
65～74 歳	4.5%	6.0%	8.3%	10.6%	11.9%	12.7%	11.1%
75 歳以上	2.8%	3.4%	4.3%	5.9%	7.6%	10.1%	12.6%

※国勢調査結果（各年 10 月 1 日時点）によります。

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合があります。



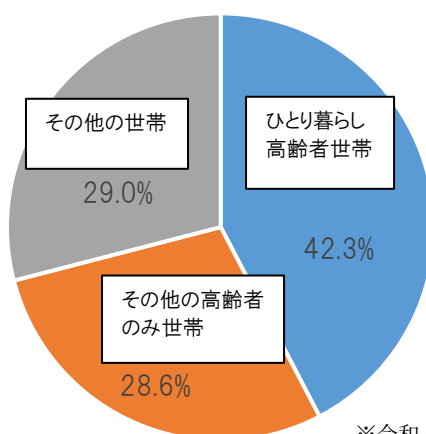
③世帯構成（単位：世帯）

世帯数(世帯)	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
高齢者のいる総世帯数	105,981	107,194	108,496	109,523	109,913	111,089
高齢者のみの世帯	71,733	73,461	75,222	76,676	77,701	78,840
ひとり暮らし高齢者世帯	40,272	41,703	43,282	44,692	45,928	47,020
その他の高齢者のみ世帯	31,461	31,758	31,940	31,984	31,773	31,820
その他の世帯	34,248	33,733	33,274	32,847	32,212	32,249
高齢者のいる総世帯数に対する比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
高齢者のみの世帯	67.7%	68.5%	69.3%	70.0%	70.7%	71.0%
ひとり暮らし高齢者世帯	38.0%	38.9%	39.9%	40.8%	41.8%	42.3%
その他の高齢者のみ世帯	29.7%	29.6%	29.4%	29.2%	28.9%	28.6%
その他の世帯	32.3%	31.5%	30.7%	30.0%	29.3%	29.0%

※住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）によります。（外国人を含む）

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合があります。

船橋市の高齢者がいる世帯の構成



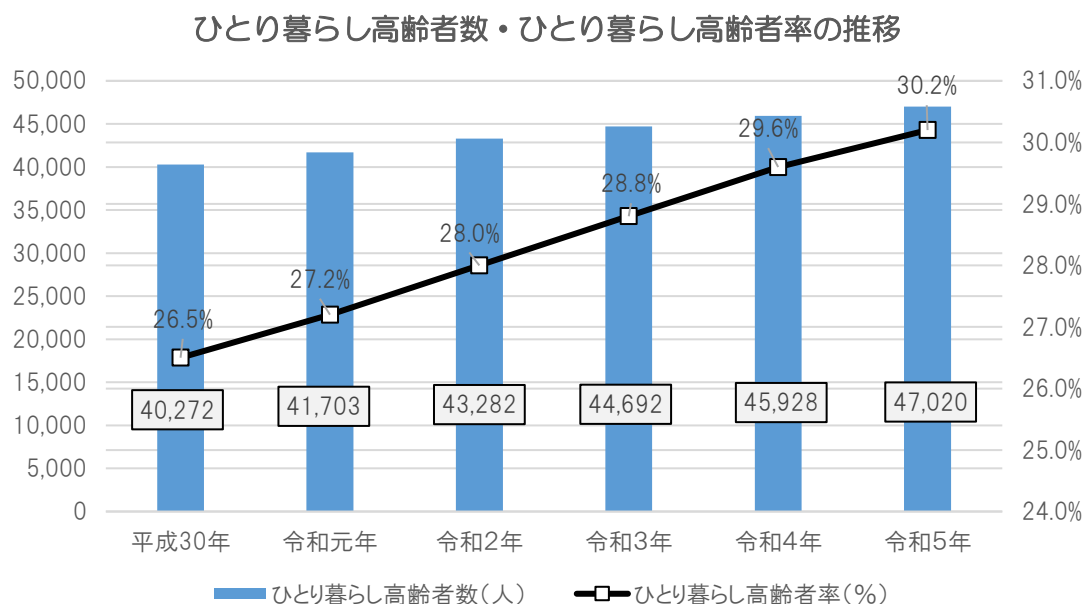
※令和 5 年 1 0 月 1 日時点

高齢者のいる世帯では、半数以上が高齢者のみで生活しています。また、その割合も増加してきています。このことは、高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者への支援が喫緊の課題であることを示しています。

④ひとり暮らし高齢者数

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
高齢者人口(人)	151,822	153,266	154,629	155,443	155,272	155,446
ひとり暮らし高齢者数(人)	40,272	41,703	43,282	44,692	45,928	47,020
ひとり暮らし高齢者率(%)	26.5%	27.2%	28.0%	28.8%	29.6%	30.2%

※住民基本台帳より作成（各年10月1日時点）しています。



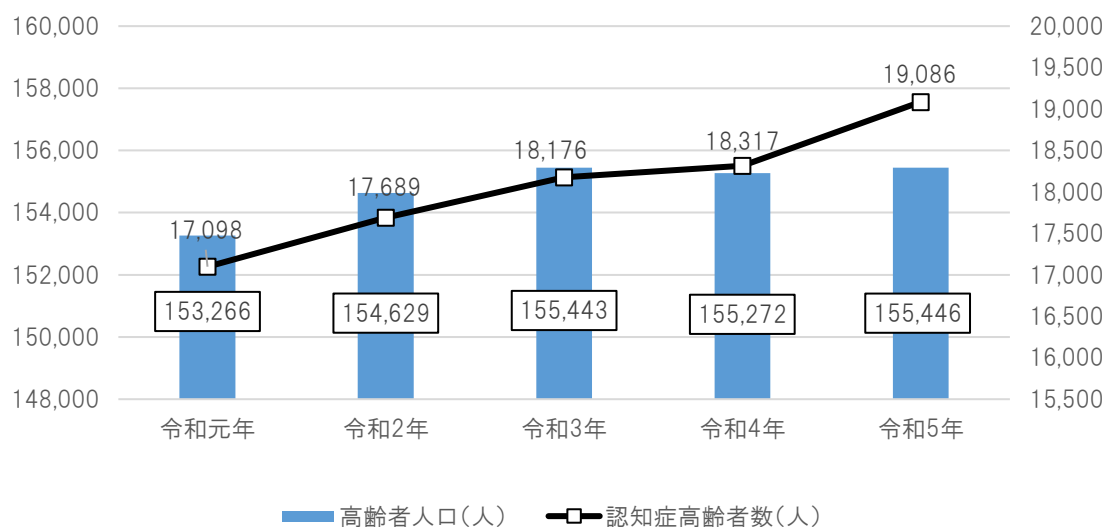
ひとり暮らしの高齢者数やその割合が増加する見込みです。身体機能や判断能力が低下した際には、地域で孤立し必要な支援へとつながらない場合も想定されます。消費者被害や孤独死など、様々な問題が懸念されます。

⑤高齢者人口と認知症高齢者数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
高齢者人口(人)	153,266	154,629	155,443	155,272	155,446
認知症高齢者数(人)	17,098	17,689	18,176	18,317	19,086
認知症高齢者率(%)	11.2%	11.4%	11.7%	11.8%	12.3%

※「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱa以上を「認知症高齢者」として集計
 ※住民基本台帳より作成（各年10月1日時点）しています。
 ※認知症高齢者率の値は、四捨五入した値を表記しています。

高齢者人口と認知症高齢者数



高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の数も増加しています。そして、高齢者全体数に占める認知症高齢者の割合も増加傾向にあります。認知症により判断能力が低下した場合には、本人の権利を守るための支援が必要になります。

⑥地域包括支援センターにおける権利擁護（成年後見制度）の相談件数について（単位：件）

内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (R8.1.1 現在)
実人数	445	451	393	370	260
延べ件数	2,594	2,849	3,854	4,973	4,139

高齢者の増加に比例して、権利擁護の相談件数も増えてきています。相談内容は高齢者が居住している地区によって差があり、また、必ずしも成年後見制度の相談から入るとは限りません。認知症や生活困窮、消費者被害、虐待など、様々な問題が複雑に絡み合っていることも少なくありません。

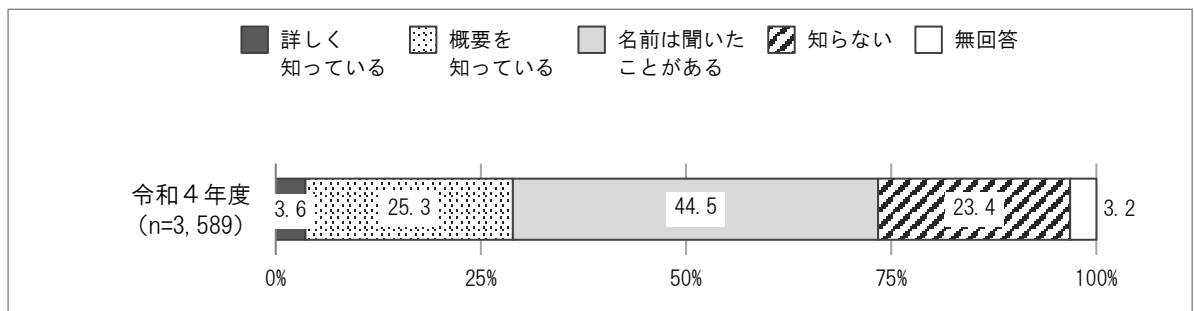
※地域包括支援センターでは、多種多様な相談を受け付けていますが、上記の延べ件数の内容は成年後見、権利擁護について限定したものを計上しています。上記には含まれていませんが、地域包括支援センターとして他の相談として対応したケースの中で、権利擁護の要素が含まれるものもあります。

⑦船橋市高齢者生活実態調査の結果

<「船橋市高齢者生活実態調査報告書（令和5年6月）」のp79・80より抜粋>

問 69 あなたは「成年後見制度」について知っていますか。（1つの番号に○）

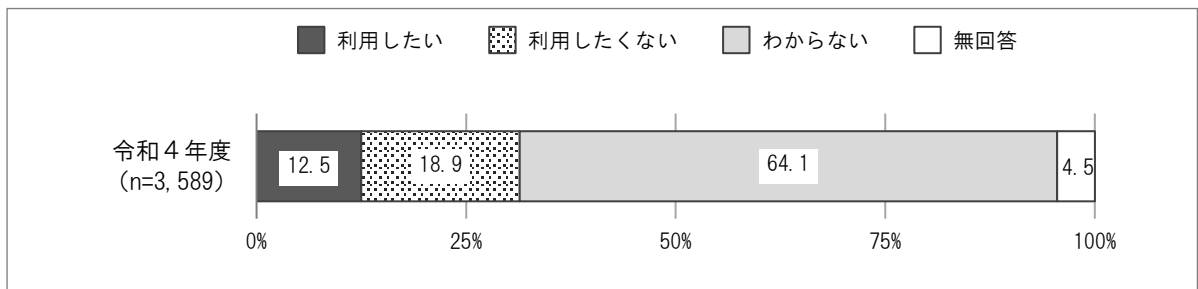
「成年後見制度」を知っているかについて、『知っている』（「詳しく知っている」「概要を知っている」「名前は聞いたことがある」）と回答した人の割合は73.4%となっている。



※nは有効回答数です。

問 70 将来、あなたの判断能力に不安が生じた時、成年後見制度を利用したいと思いますか。（1つの番号に○）

将来、あなたの判断能力に不安が生じた時、成年後見制度を利用したいと思うかについて、「利用したい」と回答した人の割合は12.5%となっている。



※nは有効回答数です。

成年後見制度を「知らない」「名前だけは聞いたことがある」が合わせて67.9%で、成年後見制度の認知度は高くありません。また、「利用したい」12.5%に対し、「利用したくない」は18.9%で上回っています。

(2) 知的障害者・精神障害者の状況

①知的障害者（療育手帳所持者）数（単位：人）※各年3月末時点

区分	程度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
知的障害者	重度	1,115	1,138	1,168	1,174
	中度	595	620	652	678
	軽度	793	828	859	896
	合計	2,503	2,586	2,679	2,748
知的障害児	重度	391	428	426	454
	中度	287	253	270	276
	軽度	517	524	573	616
	合計	1,195	1,205	1,269	1,346

※重度はAの1、Aの2です。上記の重度の数には最重度（㊟の1、㊟の2）を含みます。

※中度はBの1、軽度はBの2です。

②精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数（単位：人）

※各年3月末時点

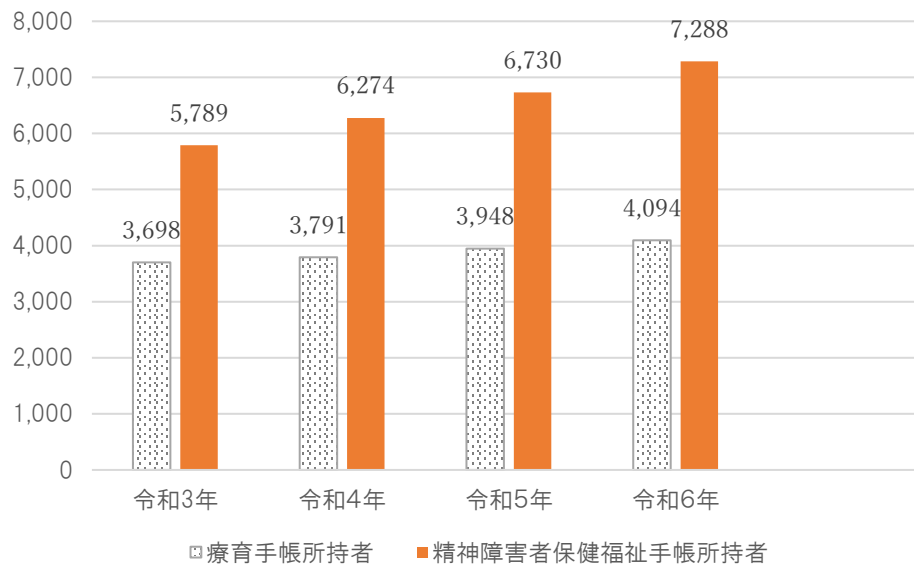
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1級	662	692	692	724
2級	3,299	3,522	3,786	4,056
3級	1,828	2,060	2,252	2,508
合計	5,789	6,274	6,730	7,288

③知的障害者（療育手帳所持者）数及び精神障害者（精神障害者保健福祉手

帳所持者）数の年齢別内訳（単位：人）※各年3月末時点

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
知的障害者	0～17歳	1,195	1,205	1,269	1,346
	18～64歳	2,381	2,461	2,547	2,614
	65歳以上	122	125	132	134
精神障害者	0～17歳	163	155	182	206
	18～64歳	4,899	5,315	5,722	6,224
	65歳以上	727	804	826	858

療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



障害部門においては、船橋市自立支援協議会の提言を受け、平成 23 年 7 月に「障害者成年後見支援センター」を設置し、障害者や家族等からの成年後見制度の利用に係る相談等を受けています。

④障害者成年後見支援センター延べ相談件数（単位：件）

※相談件数は、障害種別及び相談内容共に、相談対応を行った回数を計上しているもので、実人数ではありません。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
障害種別	知的	4,966	4,849	5,016	4,959	4,785
	精神	1,623	2,058	2,342	2,095	2,879
	その他	806	755	566	453	380
	合計	7,395	7,662	7,924	7,507	8,044

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
相談内容	申立	155	96	102	91	214
	受任	119	54	80	79	172
	その他	7,438	7,615	7,811	7,474	7,849

④表の「相談内容」については、当該制度利用に関する「申立」と、当該制度における「受任」に関する相談に分けられます。

また「その他」については、後見人の実務における制度や身上保護（生活全般を含む）に係る相談、当該制度以外の障害福祉サービス等にかかる相談を計上しています。

全体の傾向として「申立」や「受任」に関する相談は年度により増減が見受けられますが、「その他」の相談は法人後見の受任数の影響を受けるため、増加傾向となっています。

⑤障害者（児）総合相談窓口における権利擁護の延べ相談件数（単位：件）

※相談対応を行った件数を計上しており、実人数ではありません。

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談内容延件数	125,944	143,649	159,345	136,922	127,301
うち権利擁護相談	2,756	3,648	3,746	4,113	3,766

権利擁護相談の内容による内訳は、障害者虐待、差別、成年後見、触法・非行、その他の苦情・トラブル等、多岐に渡ります。

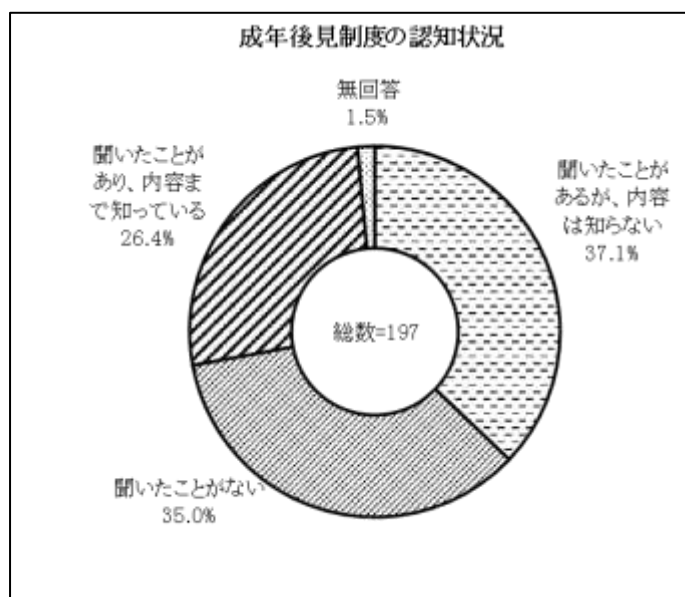
⑥船橋市障害福祉施策に関する意識調査の結果
(令和6年9月～10月の調査)

＜「船橋市障害福祉施策に関する意識調査報告書」より抜粋＞

知的障害者調査 p167～168

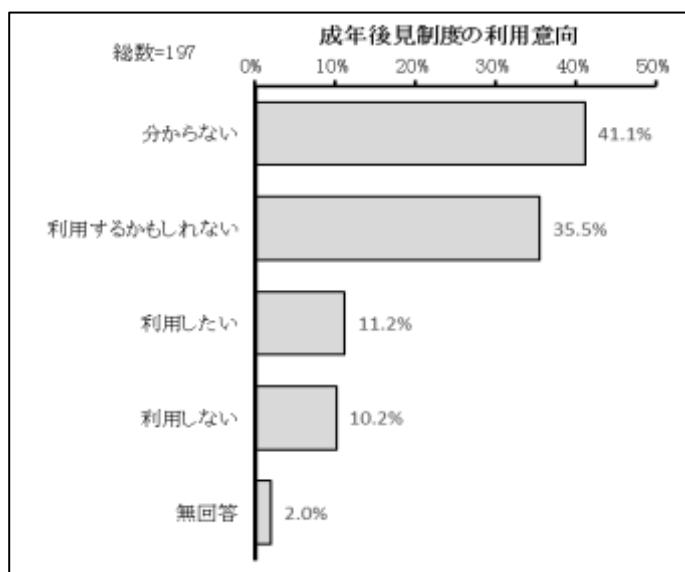
問 46 あなたは、成年後見制度を知っていますか。(どれか1つに○)

「聞いたことがあるが、内容は知らない」が37.1%、「聞いたことがない」が35.0%、「聞いたことがあり、内容まで知っている」が26.4%となっています。



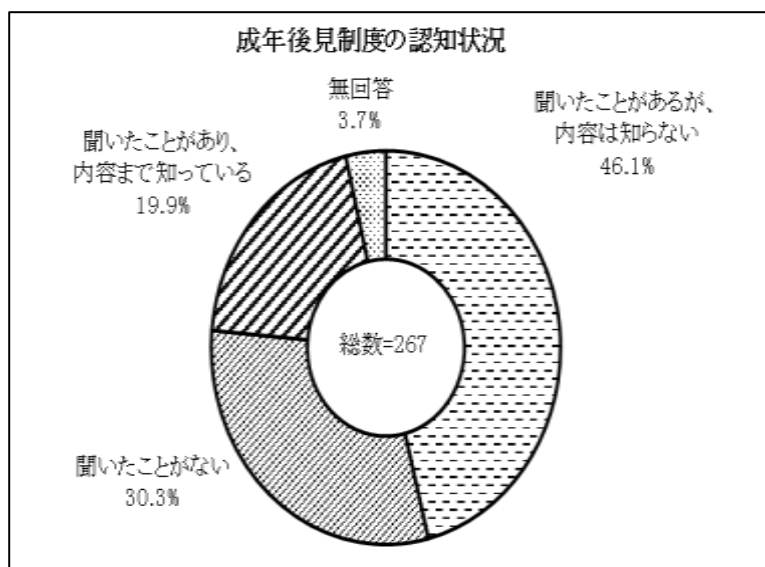
問 47 成年後見制度の利用についてどう考えますか。(どれか1つに○)

「分からない」が41.1%で最も多く、「利用するかもしれない」が35.5%、「利用したい」が11.2%で続きます。



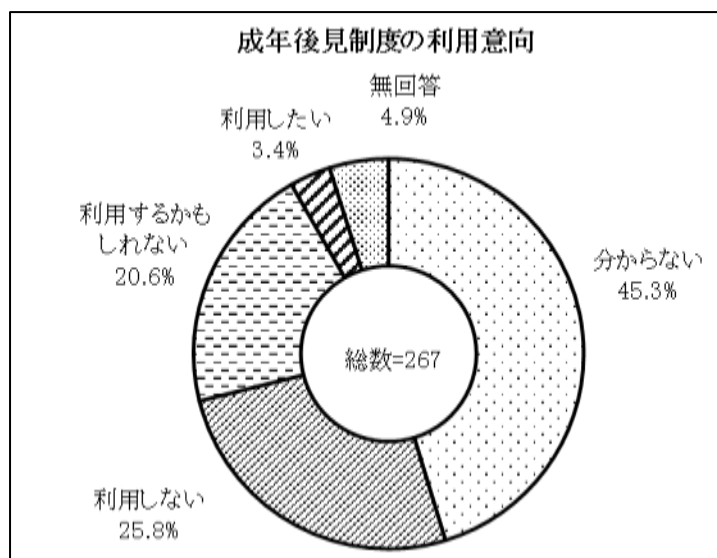
問 46 あなたは、成年後見制度を知っていますか。（どれか1つに○）

「聞いたことがあるが、内容は知らない」が46.1%で最も多く、「聞いたことがない」が30.3%、「聞いたことがあり、内容まで知っている」が19.9%で続きます。



問 47 成年後見制度の利用についてどう考えますか。（どれか1つに○）

「分からない」が45.3%で最も多く、「利用しない」が25.8%、「利用するかもしれない」が20.6%で続きます。



成年後見制度の内容まで知っている回答者は、知的障害者で26.4%、精神障害者で19.9%となっており、十分とは言えません。

（３）権利擁護支援の状況

＜成年後見制度＞

成年後見制度は、権利擁護支援の重要なツールの１つです。

① 成年後見制度市長申立の件数（単位：件）

市町村長は、認知症高齢者（65歳以上）又は、知的障害者、精神障害者について、その福祉を図るために特に必要があると認められるときには、法定後見開始の申立をすることができます。成年後見制度が必要にも関わらず、身寄りがいない等の理由で申立ができない人については、市長が代わって申立を行います。身寄りがいない、虐待を受けている、消費者被害にあった等、市長申立が必要な人が抱えている課題は様々です。成年後見制度の需要の高まりに比例して市長申立件数も増加傾向にあります。

対象者	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
認知症高齢者 （申立件数）	４３	３２	２５	２７	２４
知的障害者 （申立件数）	１	１	３	２	１
精神障害者 （申立件数）	２	３	４	２	２

② 成年後見制度利用支援事業の利用件数（単位：件）

成年後見制度利用支援事業とは、成年後見制度の利用が必要な人に対して、市長が代わって申立を行う市長申立と、成年被後見人等で後見人等に対する報酬の支払いが困難な低所得者に対し、報酬助成を行う事業のことで、各市町村がそれぞれの状況に応じて実施しています。生活が困窮している人など、後見制度を受けるうえで必要となる費用の負担が困難である人に対し、後見人等へ報酬の助成を行うことで、成年後見制度の利用促進を図っています。成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度を利用しやすくするための有効な手段の1つです。下記の表は後見人報酬の助成件数と申立の際に必要な医師の診断書の助成件数について表したものです。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者	後見人報酬 助成件数	88	94	96	119	124
	医師診断書 料助成件数	0	5	4	2	2
知的 障害	後見人報酬 助成件数	18	19	23	19	20
	医師診断書 料助成件数	0	0	0	0	0
精神 障害	後見人報酬 助成件数	21	30	33	32	36
	医師診断書 料助成件数	0	0	0	0	0

③新規の成年後見等申立者件数（本人住所地が船橋市にあるもの）
（単位：件）

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
後見開始	65 歳以上	132	136	126	130	102
	65 歳未満	28	15	19	25	20
保佐開始	65 歳以上	27	40	34	51	54
	65 歳未満	5	6	9	8	14
補助開始	65 歳以上	5	11	11	9	19
	65 歳未満	6	3	3	3	3
任意後見 監督人選任	65 歳以上	0	0	0	1	1
	65 歳未満	0	0	0	0	0

※各年の1月1日から12月31日までに申立てのあった、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち、調査日（令和7年12月31日）現在、本人の住所地在船橋市であるものを対象としています。「65歳以上」及び「65歳未満」の項目は、各年の12月31日時点での本人の年齢を基準にしています。

④新規の成年後見等申立に対し、選任された後見人等（本人住所地が船橋市にあるもの）（単位：件）

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
親族	件数	44	38	35	31	27
	割合	22%	19%	17%	14%	13%
弁護士	件数	23	24	20	13	19
	割合	11%	12%	10%	6%	9%
司法書士	件数	58	55	48	55	54
	割合	29%	27%	23%	26%	26%
社会福祉士	件数	49	54	52	48	36
	割合	24%	27%	25%	22%	18%
行政書士	件数	9	15	26	39	22
	割合	4%	7%	13%	18%	11%
障害者成年後見支援センター	件数	4	3	9	9	14
	割合	2%	1%	4%	4%	7%
社会福祉協議会	件数	0	0	1	0	1
	割合	0%	0%	0%	0%	0%
その他	件数	16	14	15	20	32
	割合	8%	7%	7%	9%	16%

※各年の1月1日から12月31日までの間に認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち、調査日（令和7年12月31日）現在、本人の住所地が船橋市であるものを対象としています。

※1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の職種等に該当することがあるため、本表の総数は、認容で終局した事件総数とは一致しません。

※表中の割合の数値は、全体に対する割合です。小数点以下第一位を四捨五入したものであるため、割合の合計が100とならない場合があります。

※「障害者成年後見支援センター」欄には、特定非営利活動法人PACガーディアンズが後見人等を務めている件数を計上しています。

⑤成年後見等利用者数（被後見人等の数）（本人住所地が船橋市にあるもの）
（単位：人）

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
後見開始	65歳以上	676	651	647	630	608
	65歳未満	250	247	252	265	265
保佐開始	65歳以上	159	169	192	217	223
	65歳未満	89	91	97	101	105
補助開始	65歳以上	29	38	44	54	67
	65歳未満	16	17	18	17	21
監督人選任 任意後見	65歳以上	8	7	6	7	9
	65歳未満	0	0	0	0	0

※各年の12月31日時点で、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任の審判がされ、その時点で後見人等による支援を受けている本人のうち、調査日（令和7年12月31日）現在、本人の住所地が船橋市であるものを対象としています。「65歳以上」及び「65歳未満」の項目は、各年の12月31日時点での本人の年齢を基準にしています。

＜成年後見制度以外の権利擁護＞

広義な意味での権利擁護は、すべての市民に関して、虐待や消費者被害などの広範囲なニーズに及んでいます。権利擁護支援は成年後見制度に限定されるものではなく、それぞれの困りごとに対して行われるものです。

① 日常生活自立支援事業の利用者数（単位：人）

ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」（社会福祉協議会内）で実施している日常生活自立支援事業は、契約能力があると判断された人が、住み慣れた場所で自立した生活を送るために有効な支援です。法定後見制度と異なり、契約に基づいて利用できるサービスのため、利用者の意思で契約解除が可能です。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用者数	70	87	101	109	104
上記のうち 法定後見へ 移行した人数	3	2	3	5	7

② 中核機関における権利擁護支援に関する相談件数について（単位：件）

内容	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
実人数	111	174	154	129
延べ件数	148	210	170	146

② 居住支援事業の利用件数（単位：件）

住まいの確保が困難なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の人、障害者などを対象に、「住まいるサポート船橋」（船橋市居住支援協議会）が協力不動産店等と連携して、民間賃貸住宅への物件情報や見守りサービスなどの情報提供を行っています。

※平成29年7月より事業開始

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談件数	-	272	584	714	384
申込件数	-	91	150	193	76
成約件数	-	10	26	54	23

相談件数については、平成29年の事業開始以来、年々増加傾向にあり、今後は体制の整備を図っていくことが課題となっています。

2 船橋市の課題

＜課題1＞ 権利擁護の考え方や制度が十分に知られていない。

権利擁護支援を必要とする人がいても、周囲の人が「権利擁護」の考え方を知らないとその人の支援の必要性に気づくことができません。また、成年後見制度等に関する認知度も十分であるとは言えない状況です。

＜課題2＞ 本人の意思を尊重した意思決定支援の理解と実践が十分でない。

住み慣れた地域において、全ての市民が障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続を実現するためには、本人の権利を護るとともに本人の意思を尊重した意思決定支援が求められます。しかしながら、意思決定支援の考え方や具体的な支援の方法については後見人等や支援者、市民等の間で十分に浸透しているとは言えません。

＜課題3＞ 必要な時期、必要な人に必要な権利擁護支援が行き届いていない。

権利擁護支援を必要とする本人や、本人の身近な人が早い段階で相談できる体制が必要です。早い段階で相談を開始することで、事態が複雑化することを防ぐことができ、本人の判断能力があるうちに相談ができることで、その人らしい生き方や支援のあり方を検討することができます。

また、支援が必要な人の状態像はそれぞれであることから、必ずしも成年後見制度を使えばよいということではありません。成年後見制度の活用だけでなく、日常生活自立支援事業など、本人の能力に応じた様々な支援を検討し、本人の希望に則した権利擁護支援が適切に行われることが望まれます。

<課題 4>

権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能が十分に発揮されていない。

権利擁護支援を必要とする人を含めた地域に暮らす全ての人が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするためには、切れ目のない包括的な支援体制の構築（地域連携ネットワーク）が必要です。

しかし、本市の地域連携ネットワークは 3 つの機能（①権利擁護の相談支援機能、②権利擁護支援チームの形成支援機能、③権利擁護支援チームの自立支援機能）を十分発揮できているとは言えない状況です。

権利擁護支援が途切れることがないように、後見人や関係機関がより有機的な連携を図っていく仕組みづくりを進めていく必要があります。

第3章 船橋市の基本方針と施策の展開

1 計画の基本理念

みんなでつくる支援の輪。自分らしく暮らせるまち、船橋。

- 支援の輪の中では、すべての市民が主役です。
- 支援する人、される人、それをつなぐ人、すべての市民にそれぞれできることがあります。
- すべての市民が、自分らしい生き方を選択できるまちを目指します。

前期船橋市成年後見利用促進基本計画では「みんなでつくる支援の輪。自分らしく暮らせるまち、船橋。」を基本理念として掲げ、必要な人に必要な権利擁護支援が行き届き、地域において権利擁護支援体制が構築される仕組みづくりを行ってまいりました。

本計画においても市民とともに歩むべき理念として継承し、市民一人ひとりが地域の課題を自らのこととして捉え、また同時に支援を必要とするときには適切に支えられることを目指します。

さらに「自ら選択できる」環境を重視することで、誰もが自分らしく、安心して暮らし続けるまちを実現します。

2 実現に向けた具体的な取り組み

2-1 課題の解決に向けた取り組み

船橋市の課題	
課題1	権権利擁護の考え方や制度が十分に知られていない
課題2	本人の意思を尊重した意思決定支援の理解と実践が十分でない
課題3	必要な時期、必要な人に必要な権利擁護支援が行き届いていない
課題4	権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能が十分に発揮されていない

目指す「ふなばし」の姿

みんなでつくる支援の輪。自分らしく暮らせるまち、船橋。

目指す姿の実現のため

現在の船橋市における権利擁護支援における課題に対応し、本計画の基本理念を具体化するため、以下の基本方針に基づき施策を展開します。

取り組みの体系

基本方針	施策	具体的な取り組み
1. 尊厳ある本人らしい生活を継続するための権利擁護支援の推進 課題1 課題2 課題3	1 意思決定支援の普及啓発や本人を中心とした支援の推進	(1) 意思決定支援等の普及啓発 (2) 本人が主体となって暮らせる地域づくりの推進
	2 権利擁護における地域資源の整備や人材育成	(1) 中核機関の機能強化 (2) 権利擁護支援に携わる人材の育成 (3) 法人後見の普及、育成、支援
2. 総合的な権利擁護支援策の充実 課題3 課題4	1 総合的な権利擁護施策の展開	(1) さまざまな権利擁護施策の充実 (2) 日常生活自立支援事業の利用推進 (3) 身寄りのない人への支援
	2 成年後見制度の周知と適正な利用の推進	(1) 制度の広報、啓発活動 (2) 相談体制の整備

3. 権利擁護の包括的な 相談支援体制と地域連 携ネットワークの構築 課題4	1 地域連携ネッ トワークの構築	(1) 地域における支援ネッ トワークの強化
	2 切れ目のない 相談支援体制の 構築	(1) 支援が必要な人の早期発 見と連携体制の整備 (2) 本人を取り巻く支援チー ムの支援体制の整備

2-2 施策内容

以降、次回協議会にて検討予定

2 船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、船橋市権利擁護支援等推進協議会の設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき、認知症、知的障害その他の精神上の障害がある者の権利擁護に係る仕組みづくりのため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）について策定するとともに、成年後見制度利用促進をはじめとする権利擁護支援における中核的な実施機関（以下「中核機関」という。）の設置運営及び、司法・医療・福祉を含めた地域連携ネットワークの構築を検討するため、船橋市権利擁護支援等推進協議会（以下協議会）を設置する。

（所掌事務）

第3条 協議会は次の事項につき、検討する。

- (1) 船橋市の権利擁護支援に関すること。
- (2) 基本計画についての検討及び作成に関すること。
- (3) 成年後見制度利用促進に関すること。
- (4) 中核機関の設置、運営及び体制に関すること。
- (5) 船橋市の権利擁護支援に関わる関係機関等の連携強化、意見・情報交換に関すること。
- (6) 事例に基づく制度変更の検討、関係機関等の調整に関すること。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

（組織及び任期）

第4条 協議会の委員の定数は20人以内とする。

2 次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者

- (2) 弁護士
 - (3) 司法書士
 - (4) 社会福祉士
 - (5) 船橋市障害者成年後見支援センターの職員
 - (6) 精神保健福祉士
 - (7) 行政書士
 - (8) 船橋市社会福祉協議会の職員
 - (9) 行政関係機関の職員
 - (10) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 会長は、司法及び成年後見制度に関し、以下の優れた識見を有する者を協議会の議題により招集することができる。ただし、オブザーバーは議決権を有さないこととする。

- (1) 千葉家庭裁判所に属する者
- (2) 委員以外の委員所属団体に属する者
- (3) 他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持等)

第8条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(書面開催)

第9条 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

(災害補償)

第10条 協議会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員

の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年船橋市条例第３３号）の規定を準用する。
（事務局）

第１１条 協議会の事務局は、健康福祉局健康・高齢部地域包括ケア推進課が行う。
（補則）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年６月１日から施行する。

３ 船橋市権利擁護支援等推進協議会委員名簿

令和９年３月時点の委員名簿を記載予定

第 2 期船橋市成年後見制度利用促進基本計画

発行日：令和 9 年（2027 年）3 月

発 行：船橋市

編 集：健康福祉局 高齢者福祉部 地域包括ケア推進課
〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

TEL：047-436-2558 FAX：047-436-1005